

「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（案）」の新旧対照表

改訂案	現在（平成 29 年度版）
<p>高病原性鳥インフルエンザは、伝播力が強く、鳥類種によっては高致死性を示す感染症である。特に、家きんに対して高致死性を示す病性等から、家きん産業に及ぼす影響は甚大であり、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）の対象疾病の一つとなっている。また、海外では、家きん等の接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも本ウイルスによる感染症の発生・感染拡大防止が重要であるなど、関係機関が十分連携して対応する必要がある（参考 1 参照）。</p> <p>我が国においては、<u>2004 年から野鳥及び家きんで断続的に感染が確認されているが、動物園等における飼養されている鳥類では、2010-2011 シーズン（3 か所）、2016-2017 シーズン（4 か所）、2022-2023 シーズン（7 か所）に感染が確認されている。</u></p> <p><u>P2 参考 2 に転記</u></p> <p>本対応指針は、<u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 7 条第 2 項（参考 2 参照）に基づき、高病原性鳥インフルエンザ発生時に、適切な対応が講じられるよう、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。）を除く飼養されている鳥類（以下「飼養鳥」という。）を対象に、飼養者等が留意すべき高病原性鳥インフルエンザへの対応方針等を示すものである。家きんについては、産業動物か否かにかかわらず、家畜伝染病予防法の適用を受けるため、家畜保健衛生所等と協議し、その指示に従って適切に対応するものとする。</u></p> <p><u>野鳥については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に関する「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省自然環境局）」に基づいて対応する。</u></p> <p>□参考 1 鳥インフルエンザウイルスとは</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常、人に感染しないが、感染鳥に触れる等の濃厚接触をした場合などは 	<p>高病原性鳥インフルエンザは、伝播力が強く、鳥類種によっては高致死性を示す感染症である。特に、家きんに対して高致死性を示す病性等から、家きん産業に及ぼす影響は甚大であり、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）の対象疾病の一つとなっている。また、海外では、家きん等の接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも本ウイルスによる感染症の発生・感染拡大防止が重要であるなど、関係機関が十分連携して対応する必要がある。</p> <p><u>高病原性鳥インフルエンザについては、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。</u></p> <p>我が国においては、<u>平成 16 年から野鳥及び家きんにおいて断続的に感染が確認され、平成 22 年冬から平成 23 年春にかけて、及び平成 28 年冬から平成 29 年春にかけては、野鳥や家きんのみならず、動物園等における飼養鳥においても感染が確認された。</u></p> <p><u>全ての鳥類の所有者又は占有者（以下「飼養者等」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 7 条第 2 項に基づき、飼養している鳥類の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染防止、自らの感染防止のみならず、展示飼養者等においては観覧者への感染防止及び家きん等への感染拡大防止のため、本病及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得し、適切な対応を採る必要がある。</u></p> <p>本指針は、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。）を除く鳥類（以下単に「鳥類」という。）の飼養者等が留意すべき高病原性鳥インフルエンザへの対応方針等を示すものである。家きんについては、産業動物か否かにかかわらず、家畜伝染病予防法の適用を受けるため、家畜保健衛生所等と協議し、その指示に従って適切に対応するものとする。</p> <p>なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づく野鳥への対応は、<u>「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省自然環境局）」に基づいて対応するが、継続して飼養されている野鳥については、原則として本指針により対応する。</u></p> <p>鳥インフルエンザウイルスは、通常、人に感染しないが、感染鳥に触れる等の濃厚接触をした場合などはきわめて稀に人に感染することがある。感染症の予防</p>

きわめて稀に感染することがある。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）において、H5N1 亜型及び H7N9 亜型の鳥インフルエンザは二類感染症、その他の亜型の鳥インフルエンザは四類感染症に指定されている。
- ・ このため、感染した飼養鳥に接触した者への対応も必要となることから、公衆衛生部局の指導等にも従い適切に対応する。

及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）において、H5N1 亜型及び H7N9 亜型の鳥インフルエンザは二類感染症、その他の亜型の鳥インフルエンザは四類感染症に指定されている。このため、感染鳥に接触した者への対応も必要となることから、公衆衛生部局の指導等にも従い適切に対応する。

□参考 2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 7 条第 2 項

- ・ 全ての鳥類の所有者又は占有者（以下「飼養者等」という。）は、飼養している鳥類の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染防止、自らの感染防止のみならず、観覧者への感染防止及び家きん等への感染拡大防止のため、本病及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得し、適切な対応を採る必要がある。

< 1-2 >

□参考 3 本対応指針と関連する主な法令・マニュアル等一覧

- ・ 本対応指針と関連する主な法令は、下記のとおりである。

法令	名称	通称・略称名	関係する場合	行政相談先
法令	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）	動物愛護管理法	家きん以外の飼養鳥	動物愛護管理主管課
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）	種の保存法	国内希少野生動物種	環境省地方環境事務所
	家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）	家伝法	家きん	家畜衛生部局
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）	感染症法	感染が疑われる飼養者	公衆衛生部局
	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）	—	天然記念物	教育委員会

- ・ 参考となる他省庁の情報は、下記のとおりである。

基準／マニュアル／ホームページ	名称
マニュアル	野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省自然環境局） 通称：野鳥対応技術マニュアル

法令等 —	家畜伝染病予防法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準
ホームページ —	<p>環境省ホームページに掲載されている鳥インフルエンザに関するページ (野鳥・飼養鳥等が主な対象) https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html</p> <p>農林水産省ホームページに掲載されている鳥インフルエンザに関するページ (家きん等が主な対象) https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html</p> <p>厚生労働省ホームページに掲載されている動物由来感染症に関するページ (防疫・人等が主な対象) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144461.html</p>

目次

I 各主体の役割

1. 「動物愛護管理主管課」の役割
2. 「展示施設」の管理者の役割
3. 「その他の多数の鳥類を飼養している施設等」の管理者の役割
4. 「個人飼養者等」の役割

II 展示施設における対応

1. 通常時（発生のない時）の準備と対応：全国での野鳥の監視体制対応レベル1
2. 国内発生時の対応：全国での野鳥監視体制対応レベル2若しくは3
3. 飼養鳥における発生時の対応
4. 普及啓発

III 個人飼養者等の対応

(添付・参考)

添付資料1 飼養鳥における感染疑い個体発見（発生）から対応完了までのフロー
図－II 展示施設における対応－

添付資料2 疑い事例の報道発表例

添付資料3 確定の報道発表例

添付様式1 【検体の情報】感染疑い飼養鳥調査一覧

添付様式2 【検体の情報】感染疑い飼養鳥調査個票＜個体発見～確定検査まで＞

参考文献 治療に関する論文等

改訂案

I 各主体の役割

本対応指針における各主体等の定義は、表1のとおりである。また、その役割は以下のとおりである。

表1 各主体等の定義

	主体等	定義
1	動物愛護管理主管課	地方自治体（都道府県・指定都市・中核市）の動物愛護管理行政担当組織
2	展示施設	動物園等多数の鳥類を飼養し、不特定多数の観覧者に展示する施設（鳥類を飼養している都市公園等も含む）
3	その他の多数の鳥類を飼養している施設等	ペットショップ及び不特定多数の観覧者に展示しないものの鳥類を野外で多数飼養している施設（学校を含む）
4	個人飼養者等	上記「2. 展示施設」及び「3. その他の多数の鳥類を飼養している施設等」に含まれない個人の鳥類の飼養者等

1. 「動物愛護管理主管課」の役割

(1) 周知

- 動物愛護管理主管課は、その他の主体（展示施設、その他多数の鳥類を飼養している施設等及び個人飼養者等）に対して、市町村等の関係団体の協力を得つつ本対応指針を周知する。

P5 表2に転記

- さらに、飼養鳥が野外で給餌されている場合は、多くの野鳥を誘引しないような方法への変更を検討する等、その目的や地域の実情に応じて、給餌のあり方を見直す必要があることについて、飼養者等への周知徹底を図る。

(2) 対応

- 動物愛護管理主管課は、飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザへの感染が疑われる場合又は感染が確認された場合、関係部局（鳥獣行政担当部局、家畜衛生部局等）と連携して適切に対応する。

現在（平成29年度版）

I 各主体の役割

飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの各主体等の本対応指針における定義は表1のとおりであり、その役割は以下のとおりである。

表1

	主体等	定義
1.	動物愛護管理主管課	地方自治体（都道府県・指定都市・中核市）の動物愛護管理行政担当組織
2.	展示施設	動物園等多数の鳥類を飼養し、不特定多数の観覧者に展示する施設（鳥類を飼養している都市公園等も含む）
3.	その他の多数の鳥類を飼養している施設等	ペットショップ及び不特定多数の観覧者に展示しないものの鳥類を野外で多数飼養している施設（学校を含む）
4.	個人飼養者等	2、3に含まれない個人の鳥類の飼養者等

1. 動物愛護管理主管課

下記2.～4.の主体に対して、市町村等の関係団体の協力を得つつ本指針を周知するとともに、飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる際及び発生した際に、関係部局と連携して適切に対応する。

また、家畜衛生部局等と調整の上、飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合（簡易検査が陽性である場合等）に必要とされる検査の実施体制をあらかじめ整備し、展示施設の管理者に行政の相談窓口や簡易検査陽性時の通報窓口等を周知する。また、鳥獣行政担当部局及び家畜衛生部局と連携して、高病原性鳥インフルエンザ防疫等に関する研修会の相互通知を行うこと等により、主要主体間における防疫等に関する情報共有の促進を図る。

さらに、野外で飼養等されている鳥類への給餌について、多くの野鳥を誘引しないような方法への変更を検討する等、その目的や地域の実情に応じて、給餌のあり方を見直す必要があることについて飼養者等への周知徹底を図る。

< 2-1 B >

- 動物園等の展示施設には、野鳥が飛来する環境や周辺に家きん農家が存在する場合もあるため、動物愛護管理主管課は、迅速な対応がとれるよう日頃より関係部局（鳥獣行政担当部局、家畜衛生部局等）との情報共有を適宜う。
- 表2に示す準備等を国内発生が確認される前に行う。
- なお、動物愛護管理主管課以外の行政部局が所管する展示施設における高病原性鳥インフルエンザへの対応については、本対応指針における「動物愛護管理主管課」を必要に応じて「当該施設所管部局」と読み替えることができる。

表2 動物愛護管理主管課が行う準備等

< 2-1 A >

- 本対応指針を確認した上で、自治体内での連絡体制や発生時の体制を予め整えておく。
- 展示施設の管理者に対し、行政の相談窓口や簡易検査陽性時の通報窓口等を周知する。

< 2-1 C >

- 原則、展示施設の獣医師やかかりつけ動物病院の獣医師が簡易検査を実施するが、個人やペットショップ等で発生した場合は、自治体に対応求められる場合も想定される。そのため、簡易検査薬や遺伝子検査用検体発送容器等、発生時に必要となる物品の入手先の調整や備蓄を行う。

< 2-1 C >

- 高病原性の判定を行う遺伝子検査は、環境省動物愛護管理室が指定する検査機関で原則実施するが、独自に遺伝子検査等を実施することは差し支えないため、その場合は、自治体内で遺伝子検査の実施体制を整えておくこと。
- 鳥獣行政担当部局及び家畜衛生部局と連携して、高病原性鳥インフルエンザ防疫等に関連する研修会の相互通知を行うこと等により、情報共有の促進を図る。

2. 「展示施設」の管理者の役割

- 展示施設における飼養鳥は、野鳥との接触可能性が高い場合があり、また、不特定多数の観覧者等がいるため、高病原性鳥インフルエンザへの対応に万全を期す必要がある。展示施設の管理者は、後項「II 展示施設における対応」を基本として適切に対応する。

3. 「その他の多数の鳥類を飼養している施設等」の管理者の役割

< 3-5 >

- 規模及び施設形態に応じて展示施設と同様の対応が必要な場合があり、管理者は、日頃よりかかりつけの獣医師に相談できる体制を確保し、後項「II 展示施設における対応」に準じて適切な対応を行うものとする。

なお、動物愛護管理主管課以外の行政部局が所管する鳥類飼養施設における高病原性鳥インフルエンザへの対応については、本指針中の「動物愛護管理主管課」は必要に応じて「当該施設所管部局」と読み替えることができる。

2. 展示施設の管理者

展示施設における飼養鳥は、野鳥との接触可能性が高い場合があり、また、不特定多数の観覧者があるため、高病原性鳥インフルエンザへの対応に万全を期す必要がある。施設管理者は、IIを基本として適切に対応する。

3. その他の多数の鳥類を飼養している施設管理者

規模及び施設形態に応じて展示施設と同様の対応が必要な場合があり、施設管理者はIIに準じて適切な対応を行うものとする。

< 3 - 6 >

- 学校において、複数個体の飼養鳥が連続して死ぬなどの異常を発見した場合や飼養鳥の行動に異常が認められ高病原性鳥インフルエンザへの感染が疑われた場合は、「学校等で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて」(令和〇年〇月〇日)に基づいて対応するものとする。ただし、既に当該自治体において、学校での対応について体制整備を行っている場合は、これに基づいて対応するものとする。

4. 「個人飼養者等」の役割

- 高病原性鳥インフルエンザについて、感染時の症状や予防方法等に関する十分な知識及び情報を習得し、飼養鳥の感染防止に努める。個人飼養者等は、後項「Ⅲ 個人飼養者等の対応」を基本として適切に対応するものとする。

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生時の移動制限区域内等にある学校で飼養されている家きんを除く鳥類において、連続して複数の鳥が死ぬなど異常死を発見した場合には、「学校等で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて」(平成16年2月20日、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、厚生労働省健康局結核感染症課、農林水産省消費・安全局衛生管理課)に基づいて対応するものとする。ただし、既に当該自治体において、学校での対応について体制整備を行っている場合は、これに基づいて対応するものとする。

4. 個人飼養者等

高病原性鳥インフルエンザ及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得し、飼養鳥の感染防止に努める。個人飼養者等は、Ⅲを基本として適切に対応するものとする。

改訂案

II 展示施設における対応

本対応指針では、「野鳥対応技術マニュアル」に定める対応レベル（表3）に応じて、対応を整理している。

表3 対応レベル

対応レベル	レベルの考え方
レベル1	発生のない時（通常時）
レベル2	国内単一箇所において、野鳥、家さん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
レベル3	国内単一箇所発生から28日間以内に国内の他の箇所において、野鳥、家さん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

1. 通常時（発生のない時）の準備と対応：全国での野鳥の監視体制対応レベル1

(1) 展示施設毎の対応マニュアル等の整備

- 各展示施設において、後項「2. 国内発生時の対応」以降を参考に、防疫、監視、発生時の対応等を示したマニュアル類を整備し、簡易検査も含めた実施体制を整備する。
- マニュアル作成に当たっては、自治体の動物愛護管理主管課、鳥獣行政担当部局、家畜衛生部局及び公衆衛生部局と連携するものとし、さらに、飼養鳥種によっては、必要に応じてその他の関係部局（表4）とも調整を図る。
- なお、種の保存法に基づく保護増殖事業対象種で感染が発生した場合には、法令上の手続等個別に対応方法（殺処分含む）の判断が必要な場合も想定されることから、事前に環境省自然環境局野生生物課又は担当する自治体を管轄する地方環境事務所等とも調整する。また、治療を行う可能性がある場合は、地方環境事務所等に相談の上、事前に治療計画を策定し、地方環境事務所等に相談をしておくこと。

現在（平成29年度版）

II 展示施設における対応

1. 通常時（発生のない時）の準備と対応：全国での野鳥の監視体制対応レベル1

(1) 展示施設ごとの対応マニュアル等の整備

それぞれの展示施設において、2.以降を参考に、防疫、監視、発生時の対応等を示したマニュアル類を整備し、簡易検査も含めた実施体制を整備する。

マニュアル作成に当たっては、自治体の動物愛護管理主管課、鳥獣行政担当部局、家畜衛生部局及び公衆衛生部局と連携するものとし、さらに、飼養鳥種によっては、必要に応じてその他の関係部局（表2）とも調整を図る。

表4 その他の関係部局

	分類	調整する関係部局
1	種の保存法に基づく国内希少野生動植物種のうち保護増殖事業計画が策定されているもの	地方環境事務所等（必要に応じて環境省自然環境局野生生物課）
2	文化財保護法に基づく天然記念物	担当する自治体の教育委員会
3	展示施設において国際的な繁殖計画を有する種	（公社）日本動物園水族館協会

(2) 連絡網及び設備・物品等の整備

< 2-2A) >

- 高病原性鳥インフルエンザへの感染が疑われる場合の検査や感染が確認された飼養鳥に接触した飼養者等への対応等について、自治体の動物愛護管理主管課、鳥獣行政担当部局、家畜衛生部局及び公衆衛生部局との緊急連絡網を整備し、必要な情報の共有と円滑な対応を確保する。また、発生後は、感染症法に基づき、感染した飼養鳥に接触した飼養者等に対し、治療薬の投与が必要となる場合があるため、医療機関に確認をしておくことが望ましい。
- 飼養鳥種によっては、必要に応じてその他の関係部局（表4）を含む連絡網とする。

< 2-2A) >

- 発生時に速やかに対策を行うため、展示施設は、簡易検査薬や遺伝子検査用検体発送容器、防護服、消石灰等の消毒薬、長靴等について、入手先の検討や備蓄を行う。
- 発生時は、消毒後の汚物や排水処理が必要となるが、自治体によって対応が異なる場合もあるため、予め自治体に確認しておくことが望ましい。
- 感染が疑われる飼養鳥や感染した飼養鳥の隔離飼養を想定する展示施設は、事前に隔離飼養方法、箇所、運搬方法、ルート等を検討しておくこと。

(3) 監視

- 高病原性鳥インフルエンザを特有の症状や肉眼病理所見で診断することは困難とされているが、飼養鳥の普段からの健康状態に注意し管理することが重要である。
- 異変（神経症状や重度の結膜炎等）、異常死（突然死又は複数羽同時死）の早期発見に努め、高病原性鳥インフルエンザの発生を監視する。特に、野鳥との接触を防ぐことが困難な飼養環境（野外の池等）にある場合は注意する。

表2

	分類	調整する関係部局
1	種の保存法 [※] に基づく国内希少野生動植物種のうち保護増殖事業計画が策定されているもの	地方環境事務所（必要に応じて環境省自然環境局野生生物課）
2	文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）に基づく天然記念物	担当する自治体の教育委員会
3	展示施設において国際的な繁殖計画を有する種	（公社）日本動物園水族館協会

※ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）

(2) 連絡網の整備

発生が疑われる場合の検査や感染鳥に接触した者への対応等について、自治体の動物愛護管理主管課、鳥獣行政担当部局、家畜衛生部局及び公衆衛生部局との緊急連絡網を整備し、必要な情報の共有と円滑な対応を確保する。

飼養鳥種によっては、必要に応じてその他の関係部局（表2）を含む連絡網とする。

(3) 監視

飼養鳥の健康状態に注意し、異常死又は大量死の早期発見に努め、高病原性鳥インフルエンザの発生を監視する。

特に、野鳥との接触を防ぐことが困難な飼養環境（野外の池等）にある場合は注意する。

< 2 - 2 A) >

- ・ 異変、異常死の早期発見や発生後の対策のため、出来る限り個体の識別を行った上で、飼養に関する記録（飼養鳥の数、餌の種類、給餌回数、飼養担当者等）を取っておくことが望ましい。
- ・ 展示施設敷地内及び展示施設敷地外周辺における野鳥（特にカラスや水鳥類）の状況を把握しておき、異常の有無を確認しておくことも重要である。
- ・ 傷病野鳥を受け入れる場合は、必要に応じ、簡易検査の実施を検討する。

(4) 基本的な飼養衛生管理

- ・ 高病原性鳥インフルエンザウイルスの主な侵入経路及びそれに対する適切な衛生管理の例は、表5のとおりである。特に発生前においては、外部からの侵入を防ぐ対策が重要となる。飼養者等においては、侵入経路となり得る要因を理解の上、ウイルスの侵入を防ぐための適切な衛生管理を行う。

表5に記載

- ・ 希少種については、室内飼養を行うこと、隔離飼養のための施設を整備することが望ましい。
- ・ 獣医師が常駐していない展示施設においては、相談できるかかりつけの獣医師を確保しておき、連携に努める。
- ・ 家畜伝染病予防法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準、農林水産省のホームページに掲載されている鳥インフルエンザに関するページ及び厚生労働省のホームページに掲載されている動物由来感染症に関するページ等も参考とする。
- ・ 防疫措置等については、必要に応じて家畜保健衛生所の助言を求めるほか、関連する研修会に参加する等して、関係部局や主要な主体との意思疎通や情報共有に日頃から努める。
- ・ 簡易検査結果が陽性の場合や、感染が疑われる場合は、ウイルス拡散や人への感染の危険があるため、安易に解剖をしないよう留意する。

< 2 - 2 B) >

表5 ウイルスの主な侵入経路及び適切な衛生管理例

ウイルスの主な侵入経路	適切な衛生管理例
人（観覧者、飼養者等）や車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設毎における作業靴の交換 ・ 人や車両の施設への出入りの際における適切な消毒

異常死又は大量死の早期発見や発生後の対策のため、飼養に関する記録（飼養鳥の数、餌の種類、給餌回数、飼養担当者等）を取っておくことが望ましい。

また、展示施設及びその周辺における野鳥の状況を把握しておき、異常の有無を確認する。

傷病野鳥を受け入れる際には、必要に応じ、2. (3) に準じた簡易検査の実施を検討する。

(4) 基本的な飼養衛生管理

高病原性鳥インフルエンザウイルスは、人・車両等による侵入、野鳥若しくは野生動物との接触による侵入、又は飼料等の汚染による侵入が考えられる。施設外からのウイルスの侵入を防ぐため、適切な衛生管理を行う。

具体的には、飼育員は飼養施設ごとに作業靴を変更し、出入りの際には適切な消毒を行う。また、可能な飼養施設においては防鳥ネットを設置するなど野鳥又は野生動物との接触を防ぐことや野外の池等においては多くの野鳥を誘引しないような給餌方法への変更を検討する等の管理に努める。

また、希少種については室内飼育を行うこと、隔離飼養のための施設を整備することが望ましい。

獣医師が常駐していない施設においては、相談できるかかりつけの獣医師を確保しておき、連携に努める。

家畜伝染病予防法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準、農林水産省のホームページに掲載されている鳥インフルエンザに関するページ及び厚生労働省のホームページに掲載されている動物由来感染症に関するページ等も参考とする。

防疫措置等についても必要に応じて家畜保健衛生所の助言を求めるほか、関連する研修会に参加する等して、関係部局や主要な主体との意思疎通や情報共有に日頃から努める。

<p>等を介した侵入</p>	<ul style="list-style-type: none"> 飼養者の動線の配慮 	
<p>野鳥若しくは野生哺乳類との接触</p>	<ul style="list-style-type: none"> 野外の池等における多くの野鳥を誘引しない給餌方法への変更 野生動物の侵入防止 <ul style="list-style-type: none"> 《野鳥（一般鳥も含む）》 <ul style="list-style-type: none"> 展示場やバックヤード等において、野鳥（排泄物を含む）を近寄させない対策（例：防鳥ネット・テグスを張る、ほつれた網目を修復する）が重要。なお、カラス等の身近な鳥類についても注意が必要。 猛禽類等は、飼養場に侵入したネズミや小鳥等を捕食することによって感染する可能性もあるため、飼養環境に留意する。 《哺乳類》 <ul style="list-style-type: none"> ネコやイタチ等の食肉目やブタ等の哺乳類は、感受性があるため、飼養鳥と接触しないよう対策する（例：柵の下部の隙間対策）。特に、ブタは、鳥インフルエンザだけでなく、人のインフルエンザへの感受性もあるため、接触しないよう留意する。 ネズミ類によるウイルスの伝播の可能性もあるため、ネズミを誘引する要因となる餌等の管理（例：野菜等の餌を段ボールではなく、プラスチックケース等で保管する）を徹底する。 	
<p>水（河川等からの引込み）、飼料等の汚染</p>	<ul style="list-style-type: none"> 野鳥が利用する河川等から引き込む水の適切な利用 <ul style="list-style-type: none"> …水がウイルスに汚染されている可能性があるため、飲水の消毒等を行う。 飼料等からの伝播防止 <ul style="list-style-type: none"> …飼料を介してウイルスが持ちこまれる可能性があるため、防疫を徹底している納入業者にするなど検討する。 …運搬車や作業車から持ちこまれる可能性があるため、消毒の徹底やリスク軽減できる搬入場所を指定する。 	

改訂案

2. 国内発生時の対応：全国での野鳥監視体制対応レベル2若しくは3

国内の家きん又は野鳥若しくは飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザが発生し、国内にウイルスが侵入していることが認められた場合は、行政等が公表する情報に留意し、警戒を強化する。

なお、野鳥は、広範囲を移動すること、渡り鳥だけでなく留鳥等もウイルスの伝播要因となり得ることから、展示施設敷地外の周辺地域で発生が確認されていなくとも、ウイルスが施設内に侵入する可能性があることを念頭に、渡り鳥飛来地との距離及び位置関係等について注意しつつ、防疫対策を行い、発生の未然防止に努める。

具体的には、前記「1（3）監視」及び「1（4）基本的な飼養衛生管理」の対応に加えて、以下の点に留意して対応する。

（1）飼養鳥の取扱い

- 飼養鳥の施設内及び施設外の移動は必要最小限とし、原則として放し飼い展示を中止する。また、可能な場合には、野外の池等における飼養鳥を野鳥との接触の可能性が低い施設内に収容するとともに、水を抜くことも検討する。
- 希少種等については、野鳥との接触の可能性がより低く、防疫の徹底した施設内に避難的な隔離を行うことも検討する。
- 展示施設間における飼養鳥の移動を行う場合は、展示施設間で調整の上、移動前後に簡易検査を行うことが望ましい。

<6-1A)>

（2）哺乳類の取扱い

- 肉食哺乳類においては、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染事例が報告されており、感染した鳥類を食べた際に感染したと考えられている。このため、餌として家きん等を使用することについては、周辺の状況を勘案し、是非を判断する。また、納入業者に防疫を徹底するよう依頼する。
- 感染が懸念される哺乳類（参考4参照）については、野鳥との接触の可能性が低い施設内に収容する或いは対策をすることが望ましい。

現在（平成29年度版）

2. 国内発生時の対応：全国での野鳥監視体制対応レベル2若しくは3

国内において家きん又は野鳥もしくはその他の飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザが発生し、国内にウイルスが侵入していることが認められた場合には、家きん又は野鳥もしくはその他の飼養鳥における発生状況について行政等が公表する情報に留意しつつ警戒を強化する。

野鳥については広範囲に移動することから、渡り鳥飛来地との距離及び位置関係等についても注意する。

具体的には、1.（3）及び（4）の対応に加えて、以下の点に留意して対応する。

（1）飼養鳥の取扱い

飼養鳥の施設内及び施設外の移動は必要最小限とし、放し飼い展示は原則として中止する。また、可能な場合には、野外の池等における飼養鳥を野鳥との接触の可能性が低い施設内に収容するとともに水を抜くことも検討する。

希少種等については、野鳥との接触の可能性がより低く、防疫の徹底した施設内に避難的な隔離を行うことも検討する。

※「II. 2.（3）その他」より転記

肉食哺乳類においても、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染事例が報告されており、感染鳥を食べた際に感染したと考えられている。このため、餌として家きん等を使用することについては、周辺の状況を見て是非を判断する。また、納入業者に防疫を徹底するよう依頼する。

< 6-1B) >

□参考4 哺乳類の感染例

- 哺乳類の感染例としては、下記のような種が報告されている。

項目	種名
野良状態の肉食哺乳類	ネコ、イヌ
飼養下の肉食哺乳類	ウンピョウ、ヒョウ、トラ、ライオン、アジアゴールデンキヤット、オーストンヘミガルス（ジャコウネコの仲間）、タヌキ
肉食哺乳類以外	ブタ、ナキウサギ、ウマ、ロバ
海生哺乳類（鯨類や鯨類）	ゼニガタアザラシ、オタリア、マイルカ、ハンドウイルカ等
実験感染	フェレット、カニクイザル、アカゲザル、ラット、マウス、ウサギ、アカギツネ

（出典）環境省自然環境局（2023）「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」p111-112

< 6-1C) >

- 2021年以降、海生哺乳類の感染事例が増えており、野鳥（排泄物を含む）との接触と、飼養する水の取扱いについて留意が必要となる。
- 「感染が疑わしい個体」は、動物愛護主管課を通じ環境省動物愛護管理室に相談すること。

（3）観覧者等への対応

- 観覧者によるウイルスの持ち込み又は持ち出し、及び観覧者への感染を防止するため、施設の出入口における靴底の消毒を徹底し、飼養鳥と観覧者との間に十分な距離を確保する。その観点から、観覧者の飼養鳥とのふれあい及び野鳥を誘引するおそれのある観覧者による餌やりは中止する。
- 観覧者以外の外部からの来訪者（納入業者等）についても、敷地の出入口での車両タイヤの消毒、施設の出入口での靴底の消毒、不要不急の来訪の抑制等により、ウイルスの侵入を防止する。

（4）傷病野鳥の受入れ

※「Ⅱ. 2. （2）哺乳類の取扱い」として記載

- 傷病野鳥の受入れを行っている展示施設については、原則として受入れを中止する。やむを得ず受入れを行う場合は、後記「3（3）感染疑いの飼養鳥及び感染が確認された飼養鳥と同所で管理していた飼養鳥

（2）観覧者等への対応

観覧者によるウイルスの持ち込み又は持ち出し、及び観覧者への感染を防止するため、施設の出入口における靴底の消毒を徹底し、飼養鳥と観覧者との間に十分な距離を確保する。その観点から、観覧者の飼養鳥とのふれあい及び野鳥を誘引するおそれのある観覧者による餌やりは中止する。

観覧者以外の外部からの来訪者（納入業者等）についても、敷地の出入口での車両タイヤの消毒、施設の出入口での靴底の消毒、不要不急の来訪の抑制等により、ウイルスの侵入を防止する。

（3）その他

肉食哺乳類においても、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染事例が報告されており、感染鳥を食べた際に感染したと考えられている。このため、餌として家きん等を使用することについては、周辺の状況を見て是非を判断する。また、納入業者に防疫を徹底するよう依頼する。

傷病野鳥の受入れを行っている施設については、施設内への受入れを原則として中止する。やむを得ず受入れを行う場合には、3.（3）を参考に隔離を確保するとともに簡易検査等を行う。

の取扱い」を参考に隔離飼養等を行うとともに、簡易検査を行う。

- ・ 簡易検査の結果が陰性でも高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染していることがあることから、後日感染が確認された場合でも対応できるように、施設内へのウイルス伝播防止及び飼養担当者の感染防御を徹底するとともに、当該飼養鳥の症状の観察を注意深く続け、必要事項（展示施設敷地内における収容・移動の履歴、飼養担当者等）の記録等をとる。必要に応じて、状況を鳥獣行政担当部局に報告するとともに動物愛護管理主管課にも情報提供する。
- ・ 種の保存法に基づく希少野生動植物種等が救護され、受け入れの相談があった場合の対応については、地方環境事務所等と相談するものとする。

< 2-3 >

(5) 展示施設敷地内で死亡した野鳥の取扱い

- ・ 国内発生時において、展示施設敷地内にて原因不明の死亡野鳥を確認した場合は、1個体であっても高病原性鳥インフルエンザへの感染を疑い、早期排除と消毒等を適切に実施し処理した上で、鳥獣行政担当部局に連絡するとともに、展示施設敷地内全域における警戒態勢を引き上げる。
- ・ なお、窓ガラスへの追突等による死亡であると思われる個体でも、ウイルスによる神経症状が元となっている可能性もあることに留意すること。

■留意事項2 感染の考え方

- ・ 「感染疑いの飼養鳥」とは、簡易検査の結果が陽性の飼養鳥や、簡易検査の結果は陰性だが疑わしい症状があり更なる検査の対象となる飼養鳥をいう。
- ・ 「感染が確認された飼養鳥」とは、遺伝子検査若しくはウイルス分離検査にて、ウイルスの型が確定した飼養鳥をいう。

簡易検査の結果が陰性でも高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染していることがあることから、後日感染が確認された場合でも対応できるように、感染防御を行いながら、当該鳥の症状の観察を注意深く続け、必要に応じて状況を鳥獣行政担当部局に報告するとともに動物愛護管理主管課にも情報提供する。具体的には、施設内へのウイルス持込防止及び飼養担当者の感染防御を徹底するとともに、必要事項（園内における収容・移動の履歴、飼養担当者等）の記録等を行う。

また、種の保存法に基づく希少野生動植物種等が救護され、受け入れの相談があった場合の対応については地方環境事務所等と相談するものとする。

3. 飼養鳥における発生時の対応

< 3-1 >

高病原性鳥インフルエンザウイルスへの感染が疑われる飼養鳥が発見された場合は、以下及び添付資料2を参考に対応する。遺伝子検査については、環境省動物愛護管理室が指定する検査機関（以下、「検査機関」という。）にて行う。

(1) 検査及び公表等の流れ

< 3-7A >

- 飼養鳥において、普段の健康状態から異変（重度の結膜炎、神経症状等）や異常死（突然死、複数羽同時死等）が認められる等、高病原性鳥インフルエンザウイルスへの「感染が疑わしい個体」は、「野鳥対応技術マニュアル」に掲載されている検査優先種に限らず1羽から簡易検査を行うことを推奨する。

< 3-7C >

- 展示施設敷地内で「感染が疑わしい個体」が確認された場合、各動物園等で重要と考える種（希少種や保護・増殖等を重視し飼養している等）については、必要に応じて無症状であっても簡易検査もしくは監視強化（確認頻度を増やす等）を検討する。

< 3-4A >

- 原則、簡易検査陽性だった場合に「疑い事例」として、遺伝子検査で高病原性陽性だった場合に「陽性確定」として、2回報道発表する。

< 3-4B >

- 飼養鳥は社会的な影響も大きいことから、発生事例（参考5）が異なる場合は、その都度報道発表する。
- 簡易検査の結果によって、下記の流れで検査及び公表等の対応を行う。

< 簡易検査の結果が陽性の場合 >

① 疑い事例の報告

- 簡易検査の結果が陽性であった場合、展示施設の管理者は、自治体の動物愛護管理主管課に連絡するとともに、動物愛護管理主管課を通じて環境省自然環境局総務課動物愛護管理室（以下「環境省動物愛護管理室」という。）にも速やかに報告する。
- なお、初発の報告における必要事項は、簡易検査の結果、種名、個体数、症状、状態（生死）、飼養鳥一覧、飼養状況及び発生地点の座標等である。展示施設の担当獣医師等は、これら必要事項を任意の方法（メール等）で、動物愛護管理主管課を通じて環境省動物愛護管理室へ連絡する。

「③遺伝子検査検体の送付」「<<送付>>」に記載

3. 飼養している鳥類における発生時の対応

(1) 検査及び公表

高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる場合には、展示施設の担当獣医師等は、簡易検査を行う。

簡易検査の結果が陽性であった場合には、展示施設の管理者は、自治体の動物愛護管理主管課及び家畜保健衛生所に連絡するとともに、動物愛護管理主管課を通じて環境省自然環境局総務課動物愛護管理室（以下「環境省動物愛護管理室」という。）にも速やかに報告してウイルスの性状判定等のための確定検査の実施について相談するとともに、環境省動物愛護管理室が確定検査機関と実施に向けて調整する。

担当獣医師等は、必要な検体を検査機関に送付する。

②公表（疑い事例の報道発表）

- 前記①の疑い事例の報告後、速やかに展示施設の管理者及び動物愛護管理主管課の双方又はいずれか一方並びに環境省動物愛護管理室が事前調整の上、公表（原則同時）する（疑い事例の報道発表例は添付資料3を参照）。
- 簡易検査の陽性段階での公表は、高病原性が未確定であり、遺伝子検査の結果陰性となる場合もあることに留意する。
- 当該飼養鳥（当該飼養鳥が死亡している場合にあつては同所で管理している飼養鳥。以下、本項（1）において同じ。）が種の保存法に基づく保護増殖事業対象種である場合には、事前に環境省自然環境局野生生物課又は担当する自治体を管轄する地方環境事務所等とも調整する。当該飼養鳥が天然記念物である場合には、担当する自治体の教育委員会及び文化庁とも公表内容を共有する。

また、速やかに展示施設の管理者及び動物愛護管理主管課の双方又はいずれか一方がその旨を公表する。公表内容については環境省動物愛護管理室に事前に情報提供した上で、原則として同時に公表する。

簡易検査あるいは遺伝子検査の陽性段階で公表する場合は、病原性の高低が未確定の段階であり、確定検査の結果陰性となる場合もあることを明記する。

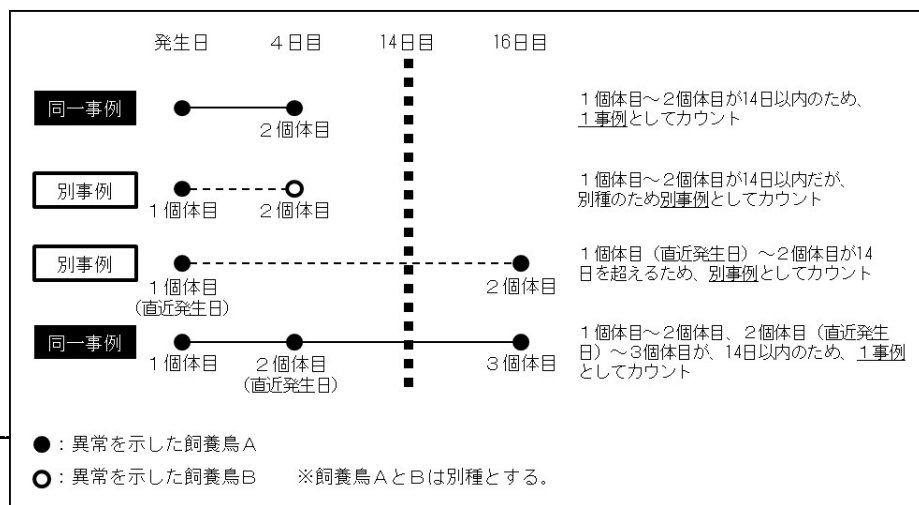
当該鳥（当該鳥が死亡している場合にあつては同所で飼養していた鳥。以下、（1）において同じ。）が種の保存法に基づく保護増殖事業対象種である場合には、事前に環境省自然環境局野生生物課又は担当する自治体を管轄する地方環境事務所とも調整する。当該鳥が天然記念物である場合には、担当する自治体の教育委員会及び文化庁とも公表内容を共有する。

<3-3>

□参考5 公表（報道発表）における発生事例のカウント方法等

- A) 発生事例数のカウントは、外部からウイルスが入ってきた回数をカウントし、1回のウイルスの侵入を1事例と考える。なお、本カウントは、行政における事例整理を目的としているため、疫学的な観点におけるカウントではないことに留意する。
- B) 以下のとおり定義する。
- 発生日：飼養鳥の異変や異常死を認めた日
 - 同所：同じケージや池等
 - 同所で管理していた飼養鳥
：発生日の14日前以降に感染鳥と同所で飼養していた個体
- C) カウントの考え方
- 同一発生日であっても種が異なる場合は、別事例として扱う。
 - 同所で管理していた飼養鳥の直近発生日から14日以内までに続発があった場合は、同一事例とする

図1 発生事例のカウント例



□参考6 野鳥監視重点区域の指定と監視強化

- ・ 発生日に、発生地周辺（野鳥の死亡個体や衰弱個体（死亡野鳥等）が回収された、又は糞便等の環境試料が採取された場所から半径10km以内）は野鳥監視重点区域に指定され、鳥獣担当部局等によって監視が強化される。
- ・ 飼養鳥発生時の野鳥監視重点区域図は、環境省動物愛護管理室で作成し、関係部局へ共有を行うため、発生地点の座標情報は、動物愛護管理主管課を通じ迅速に提供すること。

③遺伝子検査検体の送付

＜相談＞

- ・ 展示施設の管理者は、前記「①疑い事例の報告」とともに、疑い事例の遺伝子検査の実施について、動物愛護管理主管課を通じて環境省動物愛護管理室へ相談する。

＜3-7B）＞

- ・ 「感染が疑わしい個体」と、同所で管理していた希少種については、「感染が疑わしい個体」の検査とともに、遺伝子検査の実施を検討し、動物愛護管理主管課を通じて環境省動物愛護管理室へ相談する。

＜調整＞

- ・ 環境省動物愛護管理室は、検査機関と検査の実施を調整し、動物愛護管理主管課を通じて展示施設に検体送付を指示する。

＜3-2A）＞

＜送付＞

- ・ 展示施設は、「野鳥対応技術マニュアル」を参考に、展示施設の担当獣医師等が検体を採取、梱包等行う。添付様式1及び2に必要事項を記入の上、同封すること。
- ・ 展示施設は、検体の発送日及び到着日について、動物愛護管理主管課を通じて環境省動物愛護管理室へ連絡を行ったのち、検査機関へ直接検体を送付する。
- ・ 展示施設は、検体の送付後、検体の送付後遅延なく、添付様式1及び2と到着日の情報を、動物愛護管理主管課を通じて環境省動物愛護管理室へ提出する。環境省動物愛護管理室は、検査機関に検体の情報について連絡する。

< 3 - 2B~E) >

■留意事項3 検体の検査スケジュールと独自検査

- ・ 検査にかかる日数は、検体が検査機関に到着してから3日程度（土日祝日を除く）である。ただし、鳥インフルエンザの発生状況（検体到着の集中状況）により、4日以上かかる可能性もある。なお、原則土日祝日の検査は行わない。
- ・ なお、検体が、検査機関へ午後に到着した場合、翌日を検査1日目として考える。
- ・ 検査機関への直接持込は原則禁止とする。
- ・ 検査機関に送付された検体は、高病原性鳥インフルエンザに係る調査研究に利用するため、承知をお願いする。
- ・ 検査にかかる日数を上記よりも短期間で検査すること を希望する展示施設及び自治体は、自治体内の関係部局や研究機関で予め独自検査を行える体制を整えておくこと。
- ・ 展示施設及び自治体で独自に検査し陽性だった場合は、環境省でも報道発表を行うため、環境省動物愛護管理室まで 適宜情報をいただきたい。また、国による情報集約と検査精度担保のため、独自検査をやる場合においても、環境省動物愛護管理室が指定する検査機関に検体の送付をお願いする。
- ・ 万が一、遺伝子検査の結果が異なった場合は、対応は応相談とする。
- ・ 万が一、遺伝子検査の結果が異なった場合は、対応は応相談とする。

④発生に関する詳細の報告

- ・ 展示施設の管理者は、発生の詳細について、動物愛護管理主管課を通じて環境省動物愛護管理室へ報告する。
- ・ 発生の詳細報告における必要事項は、陽性個体の隔離状況、展示施設における飼養鳥一覧、展示施設の動物の配置状況、展示施設の高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル、閉園の方針等である。これらの必要事項の報告様式は、任意である。
- ・ 発生に関する詳細の報告を受けた環境省動物愛護管理室は、関係各所に情報を共有する。

⑤防疫措置

- ・ 展示施設は、必要に応じて動物愛護管理主管課の指導又は助言の下、防疫措置を行う。
- ・ 動物愛護管理主管課は、適宜、環境省動物愛護管理室と情報共有を行い、環境省動物愛護管理室は必要に応じて助言を行う。

⑥公表（確定の報道発表）

- ・ 検査機関は、検体の検査結果が確定後、環境省動物愛護管理室へ連絡し、動物愛護管理主管課を通じて、展示施設へ連絡する。
- ・ 検査機関による検査結果が関係各所に共有されたのち、速やかに展示施設の管理者及び動物愛護管理主管課の双方又はいずれか一方並びに環境省動物愛護管理室は、その旨を公表する（確定の報道発表例は添付資

料4を参照)。

- 公表内容については環境省動物愛護管理室に事前に情報提供した上で、原則として同時に公表する。
- なお、当該飼養鳥が種の保存法に基づく保護増殖事業対象種である場合には、事前に環境省自然環境局野生生物課又は担当する自治体を管轄する地方環境事務所等とも調整する。当該飼養鳥が天然記念物である場合には、担当する自治体の教育委員会及び文化庁とも公表内容を共有する。

⑦防疫強化

- 展示施設は、検査機関による検査結果を踏まえ、必要に応じて防疫を強化する。
- 展示施設ごとに複雑な飼養形態となっているため、必要に応じ環境省動物愛護管理室から専門家を派遣し、展示施設に対して助言を行うものとする。

<簡易検査の結果が陰性の場合>

- 簡易検査は早期発見の手段ではあるが、飼養鳥の場合は、簡易検査で陰性だったが遺伝子検査で陽性となる事例も多く確認されていることから、陰性であっても確実性がない(擬陽性の可能性がある)ということに留意する。
- 簡易検査の結果が陰性であっても、高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染している場合があるため、展示施設の担当獣医師等は、後記「(2)感染が確認された飼養鳥の取扱い ②治療」を参考に必要な感染防御を行いつつ、当該飼養鳥の症状の観察を注意深く続ける。

<3-7D)>

- 簡易検査で陰性であっても、国内の発生状況や臨床経過を踏まえ、普段の飼養管理状況と比して明らかな異変や異状死等の「感染が疑わしい個体」である場合は、環境省で行う遺伝子検査の実施を推奨する。動物愛護管理主管課を通じて環境省動物愛護管理室に相談すること。

なお、簡易検査の結果が陰性でも高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染している場合もあるため、担当獣医師等は、(2)を参考に必要な感染防御を行いながら、当該鳥の症状の観察を注意深く続け、状況を動物愛護管理主管課に報告する。

国内の発生状況や臨床経過を踏まえ、普段の飼養管理状況と比して明らかな異常が認められる等のために高病原性鳥インフルエンザが強く疑われる場合には、動物愛護管理主管課に報告の上、更なる検査の実施を検討する。確定検査については同課を通じて環境省動物愛護管理室と相談し、環境省動物愛護管理室が指定する検査機関において実施するものとする。

□参考7 検査方法及び検査結果の考え方

- 検査方法は、簡易検査、遺伝子検査及びウイルス分離検査等がある。下記のような各検査方法の特徴を踏まえ、検査結果を理解することで、適切な対応に繋がる。

検査方法	特徴
簡易検査	人の迅速判断用に開発された簡易キットで、現場で簡単に検査することができる。これは、A型インフルエンザウイルスに感染している可能性があるかを判定するものであるが、ウイルスの亜型や高病原性タイプかどうかの判定はできない。また、試料中のウイルス量や状態に影響されやすく、飼養鳥での検査精度は低いいため、偽陽性又は偽陰性となる可能性もある。本検査で陽性となった場合には遺伝子検査に進むきっかけとしては有用であるが、感度が低いので、本検査での陰性結果のみで、感染の否定や感染からの治癒を判断することは難しい。
遺伝子検査	高い精度で迅速にウイルスの型まで結果が出るが、熟練技術や専門の機器が必要となるため、検査は一般に検査機関のみで行われる。なお、遺伝子検査は、感染力のないウイルスも検出するため、感染した個体が回復したのちも、陽性となる可能性がある。 環境省の検査機関が行う遺伝子検査は、LAMP 法又はリアルタイム PCR 法による A 型インフルエンザウイルス M 遺伝子 (A 型インフルエンザウイルスに特有の M 遺伝子のタイプ) の検出、リアルタイム PCR 法による H5 又は H7 亜型の確認、ヘマグルチニンの開裂部位のアミノ酸配列を決定する方法により病原性を確定するところまでの 3 段階を合わせて、遺伝子検査と呼んでいる。
ウイルス分離検査	試料を発育鶏卵に接種し、ウイルスを増幅させて分離する方法で、感染力のあるウイルスのみを検出するが、検査に 1 週間程度要する。また、検査できる機関は、大学等の研究機関に限られている。

< 4 - 2 D >

(2) 感染が確認された飼養鳥の取扱い

- 感染が確認された或いは疑われる飼養鳥の殺処分若しくは治療の判断は、隔離 (留意事項 5) が可能で十分な治療体制を確保できるのか、治療を行うことは、感染拡大のリスクが否定できない行為であることに十分に理解した上で、担当獣医師の所見を踏まえ、展示施設の管理者が判断する。
- 判断にあたっては、検査方法 (簡易検査、遺伝子検査) や検査時期によって、得られる結果を理解し (参考 7)、感染個体や感染個体と同

(2) 感染鳥の取扱い

所で飼養していた個体が、感染からどの程度経過しているかも考慮し、下記の「①殺処分」及び「②治療」を参考とすること。

表7 殺処分と治療の考え方（参考）

①殺処分

- ・ 感染拡大防止の観点から、飼養方法や施設設備、個体数等の理由により、治療に向けた十分な隔離飼養が行えない
- ・ 動物の福祉的観点から、感染した個体が衰弱しており回復が期待できない
- ・ 治療を行うに際し必要な感染防御を行いつつ、投薬を行う人員や時間が確保できない場合 等

②治療

- ・ 適切な隔離が可能で感染拡大防止措置がとれる場合 等

①殺処分

- ・ 遺伝子検査又はウイルス分離検査により、伝播力が強く、鳥類種によっては高致死性を示す感染症である高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染していることが確認され、表7に示す状況等であった場合は、動物愛護管理法第7条第2項及び第40条を踏まえ、感染拡大防止の観点等からできる限り苦痛を与えない方法を用いて殺処分することを検討する。

②治療に記載

- ・ 殺処分した飼養鳥を取扱う際は、飼養担当者等への感染予防の観点から、公衆衛生部局等の指導の下、手洗い等の励行や適切な個人感染防護具の着用など、必要な防疫措置を徹底する。
- ・ 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の場合には、法令上の手続等個別に対応方法の判断が必要な場合も想定されることから、地方環境事務所等に相談する（下記「(3) 感染疑いの飼養鳥及び感染が確認された飼養鳥と同所で管理していた飼養鳥の取扱い」についても同様の取扱いとする）。

ウイルス分離検査により、伝播力が強く、鳥類種によっては高致死性を示す感染症である高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染していることが確認された飼養鳥については、動物愛護管理法第7条第2項及び第40条を踏まえ、感染拡大防止の観点からできる限り苦痛を与えない方法を用いて殺処分することが原則である。

ただし、希少種であるなどの理由から治療を試みる場合には、事前に完全隔離飼養の体制及び治療計画を整えておき、万全の注意を払って治療を行う。治療・飼養にあたっては、羽や排泄物等が飛散しないように注意するとともに、排水や飼養担当者によるウイルス伝播をおこさないように十分に注意する。

殺処分した鳥を取り扱う際又は感染鳥の治療を試みる際には、飼養担当者等への感染予防の観点から、公衆衛生部局等の指導の下、手洗い等の励行や適切な個人感染防護具の着用など、必要な感染防御を徹底する。

なお、飼養担当者等は専従（他の動物の飼養を兼務しないこと）を基本とするが、やむを得ない場合は感染鳥を最後に扱うこととするなど、作業動線に十分に注意する。隔離して飼養する施設や人員の余裕がない場合は、感染拡大を防止する観点からも、できる限り苦痛を与えない方法での殺処分を行うことも検討する。

また、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の感染が確認された場合には、法令上の手続等個別に対応方法の判断が必要な場合も想定されることから、地方環境事務所に相談する（(3)についても同様の取扱いとする）。

②治療

< 4 - 2 A) >

- ・ 「高病原性鳥インフルエンザ対策としての希少鳥類への抗ウイルス薬投与に当たっての論点整理（たたき台）」を参考に、事前に隔離飼養の体制及び治療計画を整え、万全の注意を払って治療を行う。

< 4 - 2 E) >

- ・ 事前準備した治療計画に基づき、展示施設の管理者若しくは担当獣医師等の判断にて、随時開始して差し支えない。
- ・ 治療を試みる際は、既存の研究結果（参考7）を参考に行うこと。
- ・ 飼養担当者等への感染予防の観点から、公衆衛生部局等の指導の下、手洗い等の励行や適切な個人感染防護具の着用など、必要な感染防御を徹底する。
- ・ 飼養担当者等は専従（他の動物の飼養を兼務しないこと）を基本とするが、やむを得ない場合は感染が確認された飼養鳥を最後に扱うこととするなど、作業動線に十分に注意する。

ただし、希少種であるなどの理由から治療を試みる場合には、事前に完全隔離飼養の体制及び治療計画を整えておき、万全の注意を払って治療を行う。

< 4-1 >

■留意事項5 隔離飼養の考え方

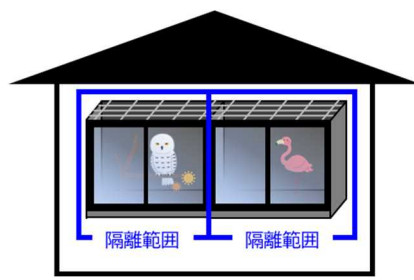
A) 「隔離飼養」とは、他個体とは別の部屋による飼養若しくは感染が疑われる個体専用のケージで、「個体毎」若しくは「群れ毎（複数個体）」で飼養を行うことを示す。

< 個体毎の隔離飼養例 >

① 1つの建屋内で1個体

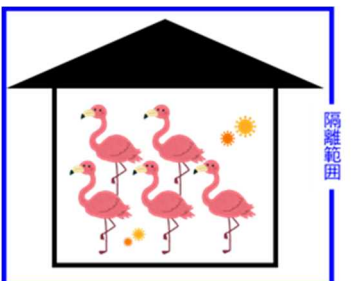


② 1つの建屋内で完全分離による個体毎

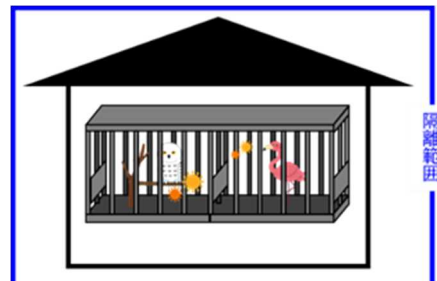


< 群れ毎（複数個体）の隔離飼養例 >

③ 1つの建屋で1つの群れ



④ 1つの建屋内で網等による分離

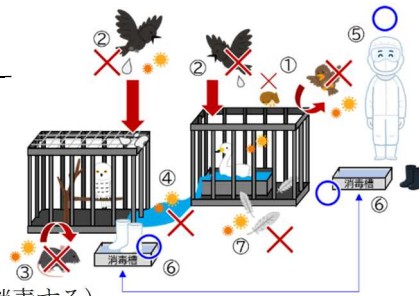


- ・ いずれか1個体が発症している場合は、発症していない他個体についても感染した可能性が高いと考え対応する必要がある。
- ・ 網だけでしきられた部屋や排水が各部屋を経由する形状の部屋、飼養者が対策せずに飼養鳥の飼養をする場合は、隔離範囲はウイルス伝播の可能性がある範囲となる。

B) 「隔離飼養」をする場合、「ウイルスを封じ込めること」が最も重要であり、下記の対策と。

< 対策事項 >

- ① 野鳥を隔離施設内に入らせない（接触させない）
- ② 野鳥の糞と接触させない
- ③ 小動物（哺乳類）と接触させない
- ④ 感染が疑われる飼養鳥が使用した水を外部に出さない（消毒後排水する）
- ⑤ 飼養者は、隔離範囲毎に専用の上着や衣服、靴、手袋等を着用する
- ⑥ 機器や物品を共有しない（共有せざるおえない機器等については適切に消毒する）
- ⑦ 羽や排泄物等が飛散しないよう適切に処理する



治療・飼養にあたっては、羽や排泄物等が飛散しないように注意するとともに、排水や飼養担当者によるウイルス伝播をおこさないように十分に注意する。

□参考8 治療薬について

- 治療方法として、治療薬（人用に製造する抗インフルエンザ薬）を用いた研究結果がある。治療薬の利用を検討する場合は、参考文献を参照する。
- なお、予防としての治療薬投与は、重症化予防には効果があると考えられるが、感染を防ぐものではない。治療薬投与により、感染時に症状が抑えられることで、発生の発見が遅れ、感染拡大の可能性があるため、望ましくない。

□参考9 飼養鳥における治療の考え方

- 飼養鳥は、家きんと異なり、基本的に敷地外へ移動させることはない。また人の管理下における適切な隔離とそれに伴う着替えや消毒などの対策が出来ていればウイルスを施設の内外に拡散させる可能性は極めて低い。

(3) 感染疑いの飼養鳥及び感染が確認された飼養鳥と同所で管理していた飼養鳥の取扱い

- 感染疑いの飼養鳥及び感染が確認された飼養鳥と同所で管理していた飼養鳥の取扱いにおいては、飼養担当者等によるウイルス拡散防止措置を徹底するとともに、飼養担当者等への感染が起らないように十分注意する。

- 飼養方法や施設設備等の状況により十分な隔離飼養が行えない場合は、周辺状況を考慮し、感染拡大防止の観点から、殺処分を行うことも検討する。その際、できる限り苦痛を与えない方法に留意する。
- ただし、周辺野鳥が既にウイルスを保有している可能性が極めて高い状況の場合には、当該飼養鳥の殺処分によって感染拡大の防止が図れないとみなされるため、発生地周辺への人の立入りの制限、飼養鳥の拡散の防止、死亡鳥の早期回収、消毒等の対策により、柔軟に対応することを検討して差し支えない。

(3) 感染疑いの鳥及び感染鳥と同所で飼養していた鳥の取扱い

感染疑いの鳥（簡易検査陽性の飼養鳥、簡易検査陰性だが更なる検査の対象となっている飼養鳥、遺伝子検査陽性で確定検査結果が出るまでの飼養鳥）については、確定検査の結果が明らかになるまでの間、検査舎等の隔離できる施設に移動して（2）を参考に飼養することが望ましい。その際には、密閉して移動するなど、感染拡大防止に十分配慮するとともに、移動した日時や経路等について記録を取っておく。隔離できる施設がない場合は、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」を参考に個体毎にケージに収容する等した上で飼養する。

感染が確認された飼養鳥と同所で飼養していた鳥への対応については、同居の状況によっては濃厚接触を通じてウイルスを保有している可能性が非常に高いことを考慮する必要がある。具体的には、周辺の野鳥との接触等による感染拡大防止のため、原則として移動させず、檻や網等で隔離して飼養し、経過観察を行う。対象となる鳥類の数が数羽程度である場合には検査舎等の隔離可能な施設に移動して飼養する等、感染疑いの鳥に準じた扱いとすることが望ましい。経過観察中に異常があった場合には、（1）の措置を採る。

飼養方法により十分な隔離を行えない場合には、周辺状況を考慮しながら感染拡大を防止する観点から、殺処分を行うことも検討する。その際、できる限り苦痛を与えない方法に留意する。

ただし、周辺野鳥が既にウイルスを保有している可能性が極めて高い状況の場合には、当該飼養鳥の殺処分によって感染拡大の防止が図れないとみなされるため、発生地周辺への人の立入りの制限、飼養鳥の拡散の防止、死亡鳥の早期回収、消毒等の対策により、柔軟に対応することを検討して差し支えない。

当該飼養鳥の取扱いにおいては、飼養担当者等によるウイルス拡散防止措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染疑いの飼養鳥については、感染の有無が明らかになるまでの間、検査舎等の隔離施設に移動して、上記「(2) 感染が確認された飼養鳥の取扱い ②治療」を参考に飼養することが望ましい。その際には、密閉して移動するなど、感染拡大防止に十分配慮するとともに、移動した日時や経路等について記録を取る。 ・ 感染疑いの飼養鳥又は感染が確認された飼養鳥と同所で管理していた飼養鳥への対応については、同居の状況によっては濃厚接触を通じてウイルスを保有している可能性が非常に高いことを考慮する必要がある。 ・ 具体的には、周辺の野鳥との接触等による感染拡大防止のため、原則として移動させず、経過観察を行うが、対象となる飼養鳥が数個体程度である場合には、検査舎等の隔離飼養が可能な施設に移動して経過観察を行う等、感染疑いの飼養鳥に準じた扱いとすることが望ましい。 ・ 経過観察中に異常が認められた場合には、前記「(1) 検査及び公表」の措置をとる。 ・ なお、感染が確認された飼養鳥と同所で管理していた飼養鳥の中に家きんが含まれる場合は、家畜保健衛生所等の指示に従って対応する。 <p>(4) 敷地内の他の飼養動物の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内の他の展示場所で管理している飼養鳥や哺乳類については、感染の有無を注意深く観察する。 ・ 異常が認められた場合には、前記「(1) 検査及び公表」の措置をとる。 ・ 敷地内において、家きんを飼養している場合は、家畜保健衛生所等と協議し、その指示に従って対応する。 <p>(5) 死体や汚染物品の処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染が確認された死体や汚染物品の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく感染性廃棄物を取扱う施設の場合は、感染性廃棄物として適切に処分する。 ・ その他の施設の場合は、感染性廃棄物を取扱う施設と相談し確実に処分を行うことが望ましいが、やむを得ない場合には、厚手のビニール袋を二重にした中に入れ、袋の開口部を縛り、その袋の表面を 70%アルコールで消毒した上で、更にビニール袋で覆い、その袋の開口部を縛るなど密閉した後、感染拡大の防止に配慮した上で、市町村の指示に従い、焼却場に直接持ち込むなどして適切に処分する。処分までの間は、感染性廃棄物と同様に他の廃棄物と明確に区別して適切に保管する。 <p>(6) 消毒等の防疫措置と感染が疑われる飼養鳥等を取扱う飼養者等における留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養鳥への感染が確認された場合には、その<u>展示施設敷地内</u>の消毒等の防疫措置を講じる。 ・ 国内の野鳥において感染が確認されるなど、国内にウイルスが侵入して 	<p><u>を徹底するとともに、必要な感染防御を徹底し、飼養担当者等への感染が起らないように十分注意する。</u></p> <p>また、感染鳥と同所で飼育していた鳥類の中に家きんが含まれる場合は、家畜保健衛生所等の指示に従って対応する。</p> <p>(4) 施設内の他の飼養鳥の取扱い</p> <p>敷地内の他の施設で飼養されている鳥については、感染の有無を注意深く観察する。</p> <p>異常があった場合には、(1) の措置を採る。</p> <p>施設内において家きんを飼養している場合は、家畜保健衛生所等と協議し、その指示に従って対応する。</p> <p>(5) 死体や汚染物品の処分</p> <p>感染が確認された死体や汚染物品の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく感染性廃棄物を取り扱う施設の場合は、感染性廃棄物として適切に処分する。</p> <p>その他の施設の場合は、感染性廃棄物を取り扱う施設と相談し確実に処分を行うことが望ましいが、やむを得ない場合には、厚手のビニール袋を二重にした中に入れ、袋の開口部を縛り、その袋の表面を 70%アルコールで消毒した上で、更にビニール袋で覆い、その袋の開口部を縛るなど密閉した後、感染拡大の防止に配慮した上で、市町村の指示に従い、焼却場に直接持ち込むなどして適切に処分する。処分までの間は、感染性廃棄物と同様に他の廃棄物と明確に区別して適切に保管する。</p> <p>(6) 消毒等の防疫措置</p> <p>感染鳥が確認された場合には、その施設周辺の消毒等の防疫措置を講じる。</p> <p>国内の野鳥において感染が確認されるなど、国内にウイルスが侵入している</p>
--	--

いることが認められる場合（対応レベル2若しくは3）には、飼養鳥に感染の疑いがある段階で、飼養鳥への感染が確認された場合と同様の措置をとる。

- 前記「（5）死体や汚染物品の処分」を含む具体的な防疫措置については、農林水産省が自治体向けに作成している「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル」等も参考とする。また、不明な点があれば、動物愛護管理主管課を通じて、家畜衛生部局に相談する。

< 2 - 2 B >

- 高病原性鳥インフルエンザの発生後においては、発生舎からウイルスを拡散しない対応が重要となる。飼養者等においては、感染拡大のリスクとなり得る要因を理解の上、表8の内容に留意し、飼養鳥を取扱う。なお、施設規模等の状況により、可能な感染防御手法は異なるため、「飼養衛生管理基準」や「特定家畜伝染病防疫指針」を参考に、各展示施設で検討し、整理する。

< 2 - 2 B > < 4 - 4 >

表8 発生後における感染拡大リスク要因と飼養鳥等を取扱う飼養者等の留意事項

発生後における主な感染拡大リスク要因	飼養鳥等を取扱う飼養者等の留意事項
飼養者等による交差汚染	<ul style="list-style-type: none"> 飼養鳥ごとに飼養者を固定 発生箇所の作業は1日の最後 施設毎若しくは個体毎における作業靴や手袋の交換 手指消毒 専用の上着や衣服の着用 踏み込み消毒槽による消毒の徹底
車両や機器等による交差汚染	<ul style="list-style-type: none"> 車両や機器等の消毒 …車両や機器等が汚染されている場合、餌の保存場所や隔離施設、堆肥舎等が起点となり、感染が拡大する可能性があるため、発生前から留意することが望ましい。
水による汚染	<ul style="list-style-type: none"> 排水 …感染が疑われる飼養鳥等の部屋からの排水が他の飼養鳥の部屋を経由する場合、他の飼養鳥も水中のウイルスを介し、汚染される可能性があるため、飼養鳥の配置や管理方法に注意する。

(7) 観覧者等への対応

< 6 - 2 >

- 鳥インフルエンザウイルスは、観察など通常の接し方では、ヒトに感染

ことが認められる場合には、簡易検査で陽性となったなどの感染の疑いがある段階で、感染鳥が確認された場合と同様の措置を採る。

- (5)を含む具体的な防疫措置については、農林水産省が自治体向けに作成している「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル」等も参考とする。また、不明な点があれば、動物愛護管理主管課を通じて、家畜衛生部局に相談する。

(7) 観覧者等への対応

観覧者等の感染及び観覧者等によるウイルスの持ち出しや持ち込みによる拡散を防止するため、靴底消毒等の徹底に加えて出入口の限定等の措置を検討す

しないと考えられているが、観覧者等の感染及び観覧者等によるウイルスの持ち出しや持ち込みによる拡散を防止するため、靴底消毒等の徹底に加えて出入口の限定等の措置を検討するほか、感染鳥が確認された施設周辺については消毒等の必要な防疫措置が完了するまでは観覧者等を近づけないような対策を行う（部分的な立入制限）。

- 前記「(6) 消毒等の防疫措置と感染が疑われる飼養鳥等を取扱う飼養者等における留意事項」と同様に、国内にウイルスが侵入していることが認められる場合には、簡易検査で陽性となった場合等の感染の疑いがある段階で、飼養鳥への感染が確認された場合と同様の措置をとる。

< 4-3 >

(8) 開園の考え方

- 部分開園若しくは全面開園の判断は、閉園の目的（迅速な防疫措置の実施、他の飼養鳥への感染拡大の防止、展示施設敷地外へのウイルスの持ち出しによる感染拡大の防止）を満たす範囲で各展示施設の管理者等が行う（表9）。
- なお、周辺に生息する野鳥や環境中には、ウイルスが存在する可能性があるため、発生舎を消毒したとしても、展示施設敷地内からウイルスを完全に排除し続けることは困難である。
- 部分開園を行う場合は、観覧者等が発生場所の消毒範囲に立ち入らないよう立ち入りを制限する。また、発生場所にて感染した飼養鳥を隔離飼養している場合は、飼養鳥からの羽や排泄物等が、観覧者等と接触する可能性がある範囲については立入りを制限する。
- 展示施設毎に、複雑な飼養形態となっているため、環境省動物愛護管理室が専門家を派遣した場合は、専門家の助言も取り入れ判断すること。

表9 開園の判断の考え方例

閉園の目的	判断の考え方例
迅速な防疫措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> 防疫措置（感染が確認された飼養鳥の殺処分若しくは隔離飼養の完了、展示施設敷地内の消毒等）の完了。

るほか、感染鳥が確認された施設周辺については消毒等の必要な防疫措置が完了するまでは観覧者等を近づけないような対策を行う（部分的な立入制限）。

立入を制限するには施設内及び周辺の発生状況を考慮しつつ、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」にもとづく野鳥監視重点区域の指定期間（最終発生から30日）の考え方や、農林水産省の「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」にもとづく移動制限区域の設定期間（全ての発生農場に対する防疫措置完了後21日が経過していること、かつ、所要の検査で陰性が確認されていること）の考え方等を参考にする。上記の対策を講じても発生が継続する場合等にはウイルスの封じ込め等のために一時的に閉鎖することも検討する。

(6)と同様に、国内にウイルスが侵入していることが認められる場合には、簡易検査で陽性となったなどの感染の疑いがある段階で、感染鳥が確認された場合と同様の措置を採る。

<p>他の飼養鳥への感染拡大の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隔離飼養の検討や飼養者の消毒・分割等の防疫体制が整ったとき。 ・ 高病原性鳥インフルエンザは急性感染症であることから、最終発生日から14日が経過し、他の飼養鳥の健康状態に問題がないとき。 	
<p>展示施設敷地外へのウイルスの持ち出しによる感染拡大の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観覧者と飼養者の動線を分離し、観覧者とウイルスの接触をなくせたとき ・ 高病原性鳥インフルエンザは急性感染症であることから、最終発生日から14日が経過し、他の飼養鳥の健康状態に問題がないとき。 	
<p>□参考10 14日の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際獣疫事務局（WOAH）の陸生動物衛生規約では、実際の感染時の様々な条件を考慮して、潜伏期間は14日間と設定されている（21日間とされていたが、2021年から14日間に変更された）。 ・ ウイルス株により病原性の強さには差がみられ、感染すると症状を出さずに急死するケースが多いが、元気消失、沈うつ、鶏冠や肉垂のチアノーゼ、震えや起立不能、斜頸等の神経症状等を呈してから死亡する場合もある。一般に、感染して3～5日で死亡する。 <p>（出典）環境省自然環境局（2023）「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」p104</p>		
<p>（9）再発防止等のための情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染が確認された飼養鳥の飼養環境を観察し、感染経路の特定に努める。 ・ また、感染が確認された飼養鳥以外の殺処分を行った場合には、可能な範囲で殺処分個体の実際の感染状況を確認するための採材・検査を行う等により、今後の展示施設における高病原性鳥インフルエンザ対策のための情報の蓄積に努める。 	<p>（8）再発防止等のための情報の収集</p> <p>感染鳥が確認された飼養環境を観察し、感染経路の特定に努める。</p> <p>また、感染鳥以外の殺処分を行った場合には、可能な範囲で殺処分個体の実際の感染状況を確認するための採材・検査を行う等により、今後の展示施設における高病原性鳥インフルエンザ対策のための情報の蓄積に努める。</p>	
<p><6-3></p> <p>4. 普及啓発</p> <p>感染した飼養鳥に触れる等の濃厚接触をしなければ、通常人に感染しないことや、その他動物が感染・伝播し得る感染症であること等、観覧者等が安心できるよう高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識や対策の普及に努める。</p>	<p>4. 普及啓発</p> <p>観覧者等に対して、高病原性鳥インフルエンザその他動物が感染・伝播し得る感染症についての正しい知識や対策の普及に努める。</p>	

改訂案	現在（平成 29 年度版）
<p>Ⅲ 個人飼養者等の対応</p> <p>個人飼養者等については、<u>前項「Ⅱ 展示施設における対応」</u>を参考として、飼養鳥の高病原性鳥インフルエンザの感染防止に留意し、<u>異常が認められた場合には、かかりつけの獣医師に相談し、検査等の対応を行うものとする。</u>ただし、通常室内で飼養している鳥類については、感染のリスクが低いと考えられるため、飼養者等は冷静な対応に努める。</p> <p>簡易検査で陽性となった場合等、獣医師による診断で感染の疑いがある場合には、自治体の動物愛護管理主管課に連絡し、対応について指導を受けるものとする。動物愛護管理主管課は、家畜衛生部局及び公衆衛生部局等と連携して適切に対応する。</p>	<p>Ⅲ 個人飼養者等の対応</p> <p>個人飼養者等については、<u>Ⅱ</u>を参考として、飼養鳥の高病原性鳥インフルエンザの感染防止に留意し、<u>異常が見られた場合には、かかりつけの獣医師に相談し、検査等の対応を行うものとする。</u>ただし、通常室内で飼養している鳥類については、感染のリスクは低いと考えられるため、飼養者<u>においては冷静な対応に努める。</u></p> <p>簡易検査で陽性となったなど、獣医師による診断で感染の疑いがある場合には、自治体の動物愛護管理主管課に連絡し対応について指導を受けるものとする。動物愛護管理主管課は、家畜衛生部局及び公衆衛生部局等と連携して適切に対応する。</p>